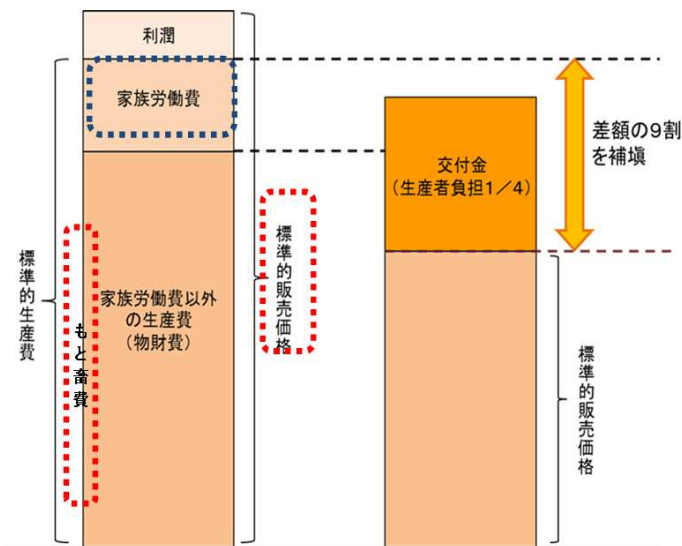


肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)の概要

TPP11の発効(平成30年12月30日)をもって、牛マルキンは新たな法律制度である「肉用牛肥育経営安定交付金制度」として、「畜産経営の安定に関する法律」に基づき実施されることとなった。



標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に差額の9割を交付金として交付

交付金のうち1/4に相当する額は、生産者の**負担金**により積立てた積立金から支出。
3/4相当する額は、国から交付。

○交付金の額の算出の区分

熊本県は、「肉専用種」について、標準的販売価格及び標準的生産費の算出を一の区域(自県)で行っております。

○業務対象年間

3年間

ただし、最初の業務対象年間は、平成30年12月30日から平成34年3月31日まで

平成31年度(令和元年)
登録牛1頭当たりの**負担金**単価

肉専用種 : 13,000円(熊本県)
交雑種 : 17,000円
乳用種 : 19,000円

※肉専用種の単価は、熊本県における単価